

日本赤十字社愛知県支部に対する活動資金のご寄付は所得税・住民税・法人税の優遇があります。

	種類	適用期間	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	通年	<p>【所得税】ご寄付の全額（ただし、上限は年間所得総額の40%まで）から、2千円を差し引いた金額が、年間所得総額から控除されます。</p> <p>【住民税】※1ご寄付の全額（ただし、上限は年間所得総額の30%まで）から、2千円を差し引いた額の10%が、住民税額から控除されます。</p>
	住民税にかかる寄付金※1	4月～3月※2	<p>総務大臣の指定を受けた日赤事業に対してなされるご寄付に適用されます。愛知県支部では、10万円以上のご支援に対して優先的に適用しています。優遇措置の内容は、特定寄付金と同様です。なお、住民税の優遇に加え、所得税も特定寄付金としての優遇を受けることができます。</p>

このほか、個人の相続財産による活動資金へのご寄付にも相続税の優遇措置があります。

※1 愛知県内在住の方のご寄付が対象となります。 ※2 指定を受けた事業計画に基づく募集金額上限に達した時点で募集を終了します。

	種類	適用期間	優遇措置の内容
法人	指定寄付金	4月～9月※3	<p>財務大臣が指定した日赤事業に対するご寄付の全額を、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金に算入することができます。愛知県支部では5万円以上のご寄付に対し優先して適用しています。</p>
	特定公益増進法人に対する寄付金	通年	<p>法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。</p>

※3 指定を受けた事業計画に基づく募集金額上限に達した時点で募集を終了します。